

屋久島空港における検温等業務マニュアル

1 適用範囲

このマニュアルは、屋久島空港における検温等業務委託に適用する。
以下、この仕様書の中で業務の発注者を「甲」、受注者を「乙」という。

2 実施場所

屋久島空港到着口付近

3 業務の手順及び業務内容

乙は、以下の手順により業務に従事するものとする。

- (1) 検温等従事者は、毎朝各自の体温を測定し、午前8時55分に空港管理事務所において腕章を受領すること。午前9時までに屋久島空港カウンター前に集合すること。

なお、5留意事項(1)服装に記載する事項に留意すること。

- (2) 検温等従事者は、体表温（体温）の高い到着客に対する注意喚起のための啓発チラシ及び協力者に対する聞き取り調査票を携帯し、各便の到着時刻の20分前までに保安検査場を通過し、検温等実施場所に移動すること。

なお、2便以降も同様とする。

- (3) 検温等実施場所での設営（貸与資機材の配置等）を行うこと。

なお、サーモグラフィー一式は、既にセッティングは完了しているので、動作状況を確認すること。

- (4) 全ての定期便の到着客に対するサーモグラフィーによる体表温（体温）のチェックを行うこと。

5留意事項(2)その他に記載する事項に留意すること。

看板等を設置し、検温を行っている旨明示するとともに、検温への協力を呼びかけること。

なお、サーモグラフィーのチェックにおいて、体表温が37.5度以上あった場合は、非接触型体温計でもう一度測定すること。

- (5) 上記の結果、体表温が37.5度以上あった場合は、注意喚起のための啓発チラシ及び協力者に対する聞き取り調査票を配付し、市町村が実施する追跡確認への協力をお願いすること。

なお、協力していただける場合は、到着客を別室に案内し、聞き取り調査を実施すること。強制ではなく、あくまでも協力依頼であることに留意すること。

更に、あたかも感染症であるかのような表現をしたり、本人又は周囲の方に感染症であるとの誤解を与えたりすることがないように十分に留意すること。

- (6) 各到着便の検温等業務が終了した場合は、到着口付近から退出し、待機場所で待機すること。

なお、最終便の検温等業務が終了したときは、実施場所からの撤収（貸与資機材の収納等）を行い、退出すること。

その際、サーモグラフィー一式、看板、長机等の配置は変更しないこと。

(7) 日報を作成し、体表温の高い到着客の聞き取り調査票と併せて屋久島空港管理事務所の職員へ提出すること。

4 実施体制

2名

5 留意事項

乙は、業務遂行のため、次の各号に定める要件を具備した適格な検温等従事者を配置するものとする。欠員が生じる場合には、速やかに交替要員を配置しなければならない。

ただし、地震、風水害等により定期便が運休となる状況の場合には、この限りでない。

(1) 服装

検温等従事者の服装は、空港利用者が不快に感じないシャツやスラックス及び作業服など（ジーパンやTシャツ、短パンなどラフな服装は不可）とし、マスクを着用するなどして感染

防止を図ること。また、名札を着用し、身分証明書を携行しなければならない。

(2) その他

ア 検温等従事者は、常に礼儀正しく、規律を守り、互いに協力して職務に従事しなければならない。

イ 常に勤務箇所付近の状況に注意を払い、緊急時に対応ができる体制を保持しておくこと。

ウ 県民等から誤解を招くことのないよう、常に容儀を正しておくこと。

エ 検温等の実施にあたり空港管理に支障を生じさせることがないように、空港関係者の指示に従うこと。

6 貸与資機材

甲は、乙の業務遂行のため、次の各号に定める資機材を貸与する。

乙は、当該資機材について善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託期間終了後は速やかに甲に返還すること。なお、返還に当たっては原状回復を行うこと。

(1) サーモグラフィー一式（サーモグラフィーカメラ、モニター、ハブ、電源アダプタ、接続ケーブル類）

(2) 非接触型体温計

(3) 看板類（自立式看板、パネル、イーゼル、誘導サイン）

(4) 長机、椅子

7 その他

(1) 甲は、乙に業務の詳細について業務マニュアルを提供し、乙は業務マニュアルに定める手順に従い業務を遂行すること。

(2) 乙は、業務の実施にあたり、疑義や支障等が生じた場合は、速やかに甲に報告を行うとともに、甲の指示に従うこと。

(3) 空港利用者等からの委託業務の内容に係る質問等については、甲において対応する。

(4) 啓発用のチラシについては、甲が作成し、乙に供与する。